

千葉県報

定例
令和8年7月10日

主要目次

告示	一
特定計量器の定期検査の実施	一
小型機船底びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	二
知事管理漁獲可能量	二
選挙管理委員会告示	二
地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	二
公安委員会告示	三
警備員等の検定の実施（三件）	三
特定調達公告	六
入札公告	六

告示

千葉県告示第三百七十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
銚子市	令和八年九月二日	銚子市小畑新町七、七五六番地 銚子市市民センター	午前十時三十分から 午後三時まで
八千代市	令和八年九月三日	〃	〃
〃	令和八年九月四日	〃	〃
〃	令和八年九月八日	〃	〃
〃	令和八年九月九日	〃	〃
〃	令和八年九月十日	〃	〃
〃	令和八年九月十一日	〃	〃

備考

- 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第三百七十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和八年七月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

板びき網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

香取市	令和八年十月二日	〃	〃
〃	令和八年十月五日	〃	〃
〃	令和八年十月六日	〃	〃
〃	令和八年九月十四日	香取市羽根川三八番地 香取市小見川支所	〃
〃	令和八年九月十五日	〃	〃
〃	令和八年九月十六日	香取市仁良三〇〇番地一 香取市山田支所	〃
〃	令和八年九月十七日	香取市岩部七〇〇番地 香取市栗源支所	〃
〃	令和八年九月十八日	香取市佐原ロ二、一二七番地 香取市役所	〃
〃	令和八年九月二十日	〃	〃
〃	令和八年九月二十一日	〃	〃
〃	令和八年九月二十日	〃	〃
〃	令和八年九月二十日	〃	〃

第 1 4 1 5 9 号			千 葉 県 報		令和 8 年 7 月 10 日（金曜日）								
14隻 船舶の総トン数 十トン以下 推進機関の馬力数 四百五十キロワット以下 操業区域 銚子市犬吠埼灯台中心点百五十二度（真方位による。以下同じ。）四海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点二百五度五海里の点、北緯三十五度三十二分二十五秒東経百四十度二十七分二十四秒の点（山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱）百六十三度四海里の点を経ていすみ市太東埼灯台中心点三十度五海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県の沖合の部分 漁業時期 九月一日から翌年五月三十一日まで 漁業を営む者の資格 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和八年七月十三日から八月十二日まで													
千葉県告示第三百八十号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和八管理年度（令和八年七月一日から令和九年六月三十日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。 令和八年七月十日 千葉県知事 熊谷 俊人 一 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 現行水準 二 知事管理区分に配分する数量													
<table><tr><td colspan="2">知事管理区分に配分する数量</td><td colspan="2">現行水準</td></tr><tr><td colspan="2">千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業</td><td colspan="2"></td></tr></table>						知事管理区分に配分する数量		現行水準		千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業			
知事管理区分に配分する数量		現行水準											
千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業													
選挙管理委員会告示 千葉県選挙管理委員会告示第二十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員													
の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。 令和八年七月十日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇四、九〇九人 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数七五五、六七七人 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数 長生郡選挙区 一六、〇三六人 千葉市中央区選挙区 六一、二六六人 千葉市花見川区選挙区 四九、五〇〇人 千葉市稲毛区選挙区 四四、一三二人 千葉市若葉区選挙区 四〇、八五一人 千葉市緑区選挙区 三五、五〇九人 千葉市美浜区選挙区 四一、六八五人 銚子市・香取郡東庄町選挙区 一八、六九八人 館山市選挙区 一二、四九八人 木更津市選挙区 三七、七四七人 野田市選挙区 四二、六〇六人 茂原市選挙区 二四、四五七人 成田市選挙区 三四、九二三人 佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区 五三、〇九二人 東金市選挙区 一五、七九〇人 旭市選挙区 一七、〇六八人 習志野市選挙区 四八、〇九四人													

柏市選挙区 勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区 市原市選挙区 流山市選挙区 八千代市選挙区 我孫子市選挙区 鴨川市・南房総市・安房郡選挙区 鎌ヶ谷市選挙区 君津市選挙区 富津市選挙区 浦安市選挙区 四街道市選挙区 袖ヶ浦市選挙区 八街市選挙区 印西市・印旛郡栄町選挙区 白井市選挙区 富里市選挙区 匝瑳市選挙区 香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区 山武市・山武郡選挙区 大網白里市選挙区 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 市川市選挙区 船橋市選挙区 松戸市選挙区	一一〇、五一四人 一八、七四一人 七四、八六八人 五七、〇六九人 五六、七五九人 三七、一六一人 二〇、三六三人 三一、〇四六人 一二、五九八人 一一、六一三人 四七、八八三人 二六、〇〇一人 一八、〇七七人 一八、三八九人 三四、八三〇人 一七、〇四一人 一三、二九八人 九、三九五 二五、〇九六人 二五、四六七人 一三、五五七人 一三五、三五二人 一五六、四四〇人 一三五、五九二人
千葉県公安委員会告示第31号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和8年7月10日 千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生 1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務 1級 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 （1）学科試験 令和8年10月13日（火曜日） （2）実技試験 令和8年11月28日（土曜日） なお、学科試験の合格者数により、令和8年12月5日（土曜日）とすることができる。 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 （1）学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階 （2）実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター 4 受検定員及び受検資格 （1）受検定員 10人 （2）受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの ア 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 5 受検申込手続等 （1）受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和8年8月31日（月曜日）から9月4日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで	

（日 金 曜 日）令和 8 年 7 月 10 日	
千 葉 県	（2）受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
	（3）検定申請手続等
	ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。
	イ 検定申請受付期間等 令和 8 年 9 月 1 4 日（月曜日）から 1 8 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで
	ウ 添付書類 （ア）住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ） 4（2）アに該当する者は、合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 （ウ） 4（2）イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し （エ）写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
	（4）検定手数料等
	ア 検定手数料 1 3, 0 0 0 円
	イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。
	なお、既納の検定手数料は、還付しない。
	6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0
千 葉 県 公 安 委 員 会 告 示 第 3 2 号 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和 8 年 7 月 1 0 日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生	
千 葉 県	1 検定に係る警備業務の種別及び級
	警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務 2 級
	2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日
	（1）学科試験 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火曜日）
	（2）実技試験 令和 8 年 1 1 月 2 8 日（土曜日） なお、学科試験の合格者数により、令和 8 年 1 2 月 5 日（土曜日）とすることがある。
	3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所
	（1）学科試験 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階
	（2）実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目 1 番 千葉運転免許センター
	4 受検定員及び受検資格
	（1）受検定員 1 0 人
千 葉 県	（2）受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員
	5 受検申込手続等
	（1）受検申込手続
	ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要な事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
	イ 受検申込票受付期間等 令和 8 年 8 月 3 1 日（月曜日）から 9 月 4 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで
	（2）受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
	（3）検定申請手続等

ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和 8 年 9 月 1 4 日（月曜日）から 1 8 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 （ア）住所地进行を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （４）検定手数料等 ア 検定手数料 1 3, 0 0 0 円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0 千葉県公安委員会告示第 3 3 号 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和 8 年 7 月 1 0 日 千葉県公安委員会委員長 寺 嶋 哲 生 1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。）第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 （1）学科試験 令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火曜日） （2）実技試験 令和 8 年 1 1 月 2 8 日（土曜日） 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所	（1）学科試験 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階 （2）実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目 1 番 千葉運転免許センター 4 受検定員及び受検資格 （1）受検定員 2 0 人 （2）受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員 5 受検申込手続等 （1）受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和 8 年 8 月 3 1 日（月曜日）から 9 月 4 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで （2）受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。 （3）検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和 8 年 9 月 1 4 日（月曜日）から 1 8 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 （ア）住所地进行を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ
--	---

報		県		千		第14159号		令和8年7月10日（金曜日）	
さ3．0センチメートル、横の長さ2．4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （4）検定手数料等 ア 検定手数料 14,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110									
特 定 調 達 公 告									
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年7月10日 千葉県知事 熊 谷 俊 人									